

地方独立行政法人新小山市民病院職員退職手当規程

平成25年4月1日

規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人新小山市民病院職員就業規則（平成25年規程第1号）第52条第2項の規定に基づき、職員の退職手彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当)

第2条 職員の退職手当の適用範囲、決定、計算、支払方法その他必要な事項は、栃木県市町村総合事務組合が定める一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年組合条例第33号）の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。